

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治機能の充実に努めることが、当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けております。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性・公正性を確保し、各ステークホルダーへ適正かつタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
穂田 誉輝	1,332,000	55.90
渡邉一生	75,700	3.17
株式会社SBI証券	36,500	1.53
株式会社シスキー	33,000	1.38
日本証券金融株式会社	28,200	1.18
堀口育代	25,000	1.04
林展宏	25,000	1.04
菅間淳	25,000	1.04
松井証券株式会社	23,200	0.97
土屋博之	21,600	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	穂田 誉輝
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主との間で重要な取引が発生する場合、法令や社内規程に基づき、必要に応じて取締役会で決議し、当該取引等の実施を決定することとしています。これにより、当該取引が適正であるかを監視し、当社ひいては少数株主の利益を害することを防止しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、緊密に連携するとともに、定期的な情報交換、意見交換など相互の連携を深め、監査の実効性、効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田丸 正敏	他の会社の出身者													
飯島 一郎	税理士													
永井 正孝	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田丸 正敏	○	――	同氏は、金融機関並びに不動産会社にて経理部長や検査役を歴任後、監査役を経験し、その幅広い知識から、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正にその職務を全うしているなどから独立役員として適任であると判断し選任しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
飯島 一郎		――	同氏は、総合会計事務所を開業しており税理士、行政書士等の資格を有し、その幅広い知識から、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正な監査により当社の経営に活かすことを目的に社外監査役として選任しております。
永井 正孝		――	同氏は、東証一部上場企業にて事業部長を歴任後、関連会社取締役を経験し、その幅広い知識から、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正な監査により当社の経営に活かすことを目的に社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

――

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------------------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は、経済情勢、当社を取り巻く環境、各役員の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役のサポートは経営管理部が行っており、取締役会に関する資料の事前配布及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会について

当社の取締役会は、代表取締役社長をはじめとする取締役全員で構成されており、経営の意思決定及び取締役の職務執行状況の監督・管理を行う機関として原則として月1回開催しております。また、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役会について

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は3名で構成され、うち1名が常勤監査役、3名全員が社外監査役であります。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。また、原則月1回の監査役会を開催し、情報共有を図るとともに監査役監査に関する決定事項を決議しております。

(3) 内部監査について

当社の内部監査は、代表取締役社長に直属する内部統制室の内部監査責任者が、各組織の監査を実施しております。内部監査責任者は、監査役会及び会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。

(4) 経営会議について

当社の経営会議は、代表取締役社長をはじめとする取締役及び執行役員で構成されており、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を行う機関として、原則として週1回開催しております。また、常勤監査役も出席しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、社会からの信頼を基盤として企業価値が成り立っていると考えております。コーポレート・ガバナンスは、当社がこうした社会からの信頼を維持していくために必要不可欠なものと認識しております。ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限前の発送を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度終了後の定期的な決算説明会に加え、第2四半期決算等を目的に定期的な説明会の実施を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IR専用ホームページを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IR活動の基本方針として、株主、投資家をはじめとする全ての利害関係者の皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速かつ正確で公平な会社情報の開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制

ア. 当社は、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、その信頼が当社の企業価値であると認識しております。当社の企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます。）に関するコンプライアンス体制を整備します。

イ. 当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

内部通報窓口の設置

当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。

監査の実施

ア. 代表取締役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査役会に報告する体制とします。

イ. 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の職務執行を監査します。

その他

ア. 当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等社内規程に基づき、適正に処分を行います。

イ. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

ウ. 反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、新規取引先の全てについて、反社チェックを行います。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各業務執行取締役の職務は、取締役会において決定された各業務執行取締役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた「組織運営規程」に基づき意思決定を行うこととします。

当社は、主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理します。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できることとします。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

監査役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。

当社は、「個人情報保護規程」に基づき、個人情報保護体制の確立・強化を推進します。

企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表取締役を中心に危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

監査役会及び内部統制室は、リスク管理体制の実効性について監査します。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 当社は、子会社に過半数以上の取締役を派遣することにより、取締役会において定期的な財務報告及び重要な意思決定に関する事項の報告を受け、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。

イ. 子会社において、企業活動に関する重要な法令等違反の行為又は危機が発生した場合には、子会社の役員及び従業員は、速やかに当社が指定する方法により当社に報告するものとします。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、必要に応じて子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

イ. 当社は、当社と各子会社のリスク管理に関する責任者との間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。

ウ. 当社は、子会社における企業活動に関する危機の報告を受領した場合には、当社代表取締役が中心となって危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する体制を構築させます。

イ. 子会社管理について、子会社に当社から役員を派遣することにより、子会社を指導・育成します。

ウ. 当社は、必要に応じて、子会社に対して、法務業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築します。

エ. 当社は、主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの子会社別目標を設定し、実績を管理します。

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社は、子会社の役員及び使用人が適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築します。

イ. 当社は、必要に応じて、子会社に対して、啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。

ウ. 当社は、当社子会社における法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、原則として、子会社においても、当社に設置した内部通報窓口を利用できるものとします。

エ. 当社は、子会社に、取締役ないし監査役を派遣し、業務執行の業況について把握すると共に、主要な子会社については、当社による内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が求めた場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命するものとします。なお、監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役に委譲されるものとします。また、その人事については、監査役会の同意を得ることとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

業務執行取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査役会に定期的に報告を行うほか、監査役会の求めに応じて監査役会に出席して、執行状況を報告することとします。業務執行取締役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査役会に当該事実を報告するものとします。

子会社の役員は、監査役会の求めに応じて監査役会に出席して、執行状況を報告することとします。子会社の役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、取締役会を通じて、監査役会に当該事実を報告するものとします。

当社は、監査役会への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報規程」に定めるなどして、当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。

監査役会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査役会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。

監査役会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応を取ることを基本方針とし、反社会的勢力による不当要求等への対応マニュアルの整備、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を取引約款等に盛り込むなど、反社会的勢力との関係排除に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。